

IV 生活環境安全

1 薬事

(1) 薬事

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、医療機器販売業等の許可、許可更新及び諸届の事務と、これらの施設に立ち入って構造設備、管理状況等について調査及び監視指導を行い、安全な医薬品等の供給に努めている。令和6年度末現在の薬事関係施設数及び監視指導件数は表1-1のとおりである。

令和6年7月1日から同年12月27日までの期間中に実施した医薬品・医療機器等一斉監視指導では、医薬品医療機器等法の規定に基づくオンライン服薬指導の実施状況、濫用等のおそれのある医薬品の取扱状況等を重点監視項目として監視指導を行った。医薬部外品1検体、指定医薬部外品1検体、化粧品1検体及び医療機器1検体を収去し、健康安全研究センターで試験検査等を行い、全て適合であった。8月及び9月には、薬局及び医薬品販売業者等に対する夜間一斉監視指導を実施した。薬事講習会は、多摩地区5保健所、島しょ保健所、八王子市保健所及び町田市保健所による合同開催とし、薬局を対象にWebサイトで動画をオンデマンド配信し、店舗販売業は保健所からのお知らせをホームページに掲載した。実施状況は、表1-2のとおりである。

(2) 毒物・劇物

毒物劇物販売業の登録、登録更新及び諸届の事務と、これらの施設に立ち入って毒物劇物の保管及び取扱い状況等の監視指導を行い、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

令和6年6月15日から同年7月14日まで毒物劇物農薬用品目販売業者等の一斉監視指導、令和6年10月1日から同年11月15日までシアン・トルエン等一斉監視指導、また、令和6年7月1日から同年12月27日まで毒物劇物販売業者の一斉監視指導を行い、毒物劇物の保管・管理等について監視指導を行った。

なお、シアン化合物を使用している電気めつき事業所等の廃水検査の結果は表1-3のとおりである。

(3) 家庭用品

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき規制対象品（衣料品、洗浄剤等）を小売店から試買し、有害物質（ホルムアルデヒド、酸・アルカリ等）の含有量の検査依頼を行っている。

令和6年7月16日から同年8月30日までに家庭用エアゾル製品14品目、家庭用塗料等4品目及び繊維製品47品目の計65品目を試買し、健康安全研究センターで有害物質の検査を行い、全てが基準に適合した。

(4) 薬物乱用防止

薬物乱用防止推進地区協議会の活動や圏域の薬物乱用防止普及啓発活動等の推進のための支援を行っている。令和7年2月に各市の薬物乱用防止推進地区協議会の指導員や事務局を主な構成員とする「薬物乱用防止6市連絡会」及び「違法植物等市民監視隊研修会」（表1-4のとおり）を開催し、各市の薬物乱用防止啓発活動の取組状況についての情報交換等を行った。また、不正大麻・けし撲滅運動では18箇所を巡回し、自生している不正けしの除去を行った。出動回数及び株数は表1-5のとおりである。

(5) 薬剤師免許事務

薬剤師免許申請等の経由事務及び免許証の交付事務を行っている。

なお、令和6年度は隔年実施される医療従事者調査該当年であり、1,328枚の届出があった。

薬剤師免許受付件数は、表1-6のとおりである。

表 1-1 薬事関係施設数及び監視指導件数

業 種		施 設						
		5年度末	6年度末	立川市	昭島市	国分寺市		
薬 品	薬 局	316	326	104	49	54		
	販 売 業	店舗販売業	126	126	39	18	20	
		卸売販売業	54	49	27	6	7	
	薬局製剤製造業		12	12	3	2	2	
	薬局製剤製造販売業		12	12	3	2	2	
	麻薬小売業者		257	263	86	40	39	
	向精神薬販売業者		370	375	131	55	61	
	覚醒剤原料取扱薬局（注）		316	326	104	49	54	
医 療 機 器	高度管理医療機器等販売業		375	393	173	51	51	
	管理医療機器販売業		2,071	2,061	787	316	319	
	高度管理医療機器等貸与業		246	261	113	31	40	
	管理医療機器貸与業		577	580	192	81	98	
化粧品販売業		496	501	170	73	81		
医薬部外品販売業		496	501	170	73	81		
毒 物	販 売 業	一般販売業	136	130	42	24	19	
		特定品目販売業	8	8	2	-	-	
		農業用品目販売業	12	11	3	2	-	
劇 物	業 務 上 取 扱 者	届 出	電気めつき業	7	7	2	2	-
			金属熱処理業	2	2	-	1	-
			運送業	1	1	-	-	-
			しろあり防除業	-	-	-	-	-
	非届出	工場・研究所	34	33	7	11	3	
		学校	133	133	35	25	18	
総 数		6,057	6,111	2,193	911	949		

（注）覚醒剤取締法第30条の7第7号に規定する者の薬局

表 1-2 薬事講習会実施状況

実 施 日	実 施 内 容	実施結果（当所管内）
令和7年1月14日～同年2月14日（動画配信）	病院薬剤師が薬局薬剤師に期待するトレーニングレポートについて～僕らの思いよ、医師に届け！～（日野市立病院薬剤部科長補佐 磯貝 一成 氏）	【薬局】186件（57.9%） 【店舗販売業】33件（26.4%）

表 1-3 シアン化合物を使用している電気めつき事業所等の廃水検査

区 分	施 設 数	採水件数	検 査 結 果	
			1ppm 以下	1ppm 超
5年度末総数	9	8	8	-
6年度末総数	9	8	8	-
電気めつき業	7	6	6	-
熱 処 理 業	2	2	2	-

数			新 規	廃 止	更 新	諸 届	監視指導件数
国 立 市	東大和市	武蔵村山市					
46	41	32	27	17	33	1,320	225
16	20	13	6	6	11	496	68
6	2	1	3	8	9	44	24
2	3	-	-	-	-	1	1
2	3	-	-	-	-	1	1
32	36	30	24	18	41	554	194
52	43	33	30	25	42	1,364	249
46	41	32	27	17	33	1,320	225
50	38	30	40	22	28	247	185
247	210	182	73	83	-	62	302
35	24	18	32	17	16	132	107
82	73	54	11	8	-	16	298
68	63	46	36	31	53	1,860	317
68	63	46	36	31	-	-	317
17	16	12	6	12	17	7	49
2	3	1	-	-	-	-	-
1	2	3	1	2	-	-	12
1	-	2	-	-	-	2	7
-	-	1	-	-	-	1	2
1	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-
1	5	6	3	4	-	-	16
21	17	17	1	1	-	-	-
796	703	559	356	302	283	7,428	2,600

表 1-4 違法植物等市民監視隊研修会実施状況

実 施 日	実 施 内 容	実 施 結 果
令和7年2月5日	違法植物と最近の話題 (東京都健康安全研究センター薬事環境科学部医薬品 研究科主任研究員 中村 耕 氏)	34名参加

表 1-5 不正けし・大麻除去出動回数及び株数

	出 動 回 数				除 去 株 数			
	ソニフェルム種	セティゲルム種	ブラクテアム種	大 麻	ソニフェルム種	セティゲルム種	ブラクテアム種	大 麻
5年度	-	62	-	-	-	132	-	-
6年度	-	45	-	-	-	122	-	-

表 1 - 6 薬剤師免許受付件数

区分	令和5年度 総数	令和6年度 総数	新規	籍訂正・ 書換	再交付	除籍 (まっ消)	その他
薬剤師	138	116	52	60	4	-	-

2 環境衛生

都民の日常生活に密接な関係をもつ理容所、美容所、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設等について、関係法令に基づき許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図っている。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するために、気密化する住宅の適切な住まい方やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫等防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1) 施設と監視指導

管内の法令に基づく業種の施設数の現況と令和6年度の許可・確認・廃止・監視指導件数は表2-1、要綱に基づく業種の施設数の現況と令和6年度の届出・廃止・調査指導件数は表2-2のとおりである。

表2-1 環境衛生関係施設の数・許可・確認・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）

業 種	営 業 施 設 数								許可 確認 届出 件数	廃止 件数	監視 指導 件数
	5年度末	令 和 6 年 度 末									
	総数	総数	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市			
総 数	6,057	6,019	2,296	1,164	888	779	514	378	127	165	1,474
理 容 所	326	322	91	64	51	39	45	32	8	12	154
美 容 所	1,081	1,127	504	138	188	140	88	69	83	37	591
ク リ ー ニ ン グ 所	231	216	72	41	31	30	21	21	5	20	100
一 般	68	64	23	12	5	4	10	10	1	5	27
リネンサプライ	8	7	2	2	-	2	-	1	-	1	6
取 次 所	155	145	47	27	26	24	11	10	4	14	67
公 衆 浴 場	49	45	16	5	6	9	5	4	1	5	80
普 通	11	10	3	2	1	1	2	1	-	1	22
そ の 他	38	35	13	3	5	8	3	3	1	4	58
旅 館 業	73	75	35	19	11	7	3	-	4	2	159
旅 館 ・ ホ テ ル	69	71	34	16	11	7	3	-	4	2	150
簡 易 宿 所	4	4	1	3	-	-	-	-	-	-	9
下 宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
季 節 営 業 (再 掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興 行 場	54	55	31	5	2	1	2	14	1	-	69
映 画 館	34	34	21	1	-	-	-	12	-	-	43
ス ポ ー ツ	3	4	4	-	-	-	-	-	1	-	4
そ の 他	17	17	6	4	2	1	2	2	-	-	22
仮 設 興 行 場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プ ー ル	180	164	45	27	27	26	20	19	4	20	203
許 可	58	42	12	6	9	9	3	3	4	20	89
届 出	122	122	33	21	18	17	17	16	-	-	114
水 道 施 設	868	865	346	162	132	110	78	37	10	13	35
上 水 道 ・ 簡 易 水 道	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
専 用 水 道	28	27	9	6	3	5	2	2	-	1	35
簡 易 専 用 水 道	839	837	337	155	129	105	76	35	10	12	-
小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	2,942	2,897	1,019	669	413	394	238	164	7	52	51
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	482	463	142	100	76	66	46	33	4	23	48
特 定 以 外	2,460	2,434	877	569	337	328	192	131	3	29	3
温 泉 利 用 施 設	7	6	2	1	-	1	-	2	1	2	9
特 定 建 築 物	246	247	135	33	27	22	14	16	3	2	23

表 2-2 環境衛生関係施設の数・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設）

業 種	施 設 数								届出 件数	廃止 件数	調査 指導 件数
	5年度末	令 和 6 年 度 末									
	総数	総数	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市			
総 数	139	133	34	27	26	11	20	15	2	8	98
コインランドリー	77	73	23	14	14	7	8	7	2	6	73
コインシャワー	2	2	-	-	1	-	1	-	-	-	1
飲用に供する井戸等	60	58	11	13	11	4	11	8	-	2	24

(2) 環境衛生関係施設等の科学検査

理容所、美容所及び興行場は施設内の空気検査、クリーニング所は空気中のテトラクロロエチレン検査、公衆浴場及びプール等は水質検査を行った。また、特定建築物については居室の空気検査を行った。

検査の結果、不適となった施設に対しては原因を究明し適正な衛生管理を実施するよう指導した。なお、施設の科学検査では施設の状況を的確に把握するために複数のポイントで測定又は採水することがあるため、表中の検査数は測定ポイント数又は検体数のことである。

表 2-3 理容所・美容所の空気検査

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検 査 数	検 査 数 中		項 目 別 不 適 合 数 (延 べ 数)			
							冷房期		暖房期	
					適 合	不 適 合	炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	39	39	-	39	39	-	-	-	-	-
美容所	123	122	1	123	122	1	1	-	-	-
					基準(指導基準)	0.5%以下	(10ppm以下)	0.5%以下	(10ppm以下)	

表 2-4 クリーニング所の空気検査及び排液検査

溶 剤	使 用 施設数	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検 査 数		検 査 数 中		指 導 基 準	
					空 気	排 液	適 合	不 適 合		
テトラクロロ エチレン	3	-	-	-	空気	-	-	-	空気	25ppm以下
					排液 ^(注)	-	-	-	排液	0.1mg/L以下

(注) 排液検査は採取できる施設でのみ実施

表 2-5 公衆浴場（普通・その他）及び旅館業の水質検査等

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数(延べ数)					
					適合	不適合	遊離残留塩素濃度	レジオネラ属菌(注2)	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	照度
公衆浴場(普通)	11	10	1	75	74	1	1	-	-	-	-	-
公衆浴場(その他)(注1)	23	20	3	93	90	3	-	2	-	1	-	-
旅館業(注1)	5	5	-	10	10	-	-	-	・	・	・	・
基準							0.4mg/L以上	検出されないこと	5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	20ルクス以上

(注1) 公衆浴場と旅館業との許可を得ている場合は、公衆浴場（その他）に計上

(注2) レジオネラ属菌の検査は循環浴槽が対象

表 2-6 興行場の空気検査

実施時期	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数(延べ数)		
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量
冷房期	52	52	-	134	134	-	-	-	-
暖房期	12	12	-	24	24	-	-	-	-
基準							0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下

表 2-7 プールの水質検査等

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延べ数)								
				pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素濃度	炭酸ガス	レジオネラ属菌(注)
許可	32	26	6	-	-	-	1	1	-	-	-	5
届出	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準				5.8~8.6	2度以下	12mg/L以下	検出されないこと	200CFU/mL以下	100ルクス以上	0.4mg/L以上	0.15%以下	検出されないこと

(注) レジオネラ属菌の検査は加温装置を使用した温水プールや採暖槽が対象

表 2-8 特定建築物の空気検査

用途		温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
事務所	検査施設数	12	12	12	12	12	12	-
	適合施設数	12	10	12	12	10	12	-
	不適合施設数	-	2	-	-	2	-	-
その他	検査施設数	9	9	7	9	9	9	-
	適合施設数	8	8	7	9	7	9	-
	不適合施設数	1	1	-	-	2	-	-
基準値		18~28℃	40~70%	0.5m/秒以下	0.15mg/m ³ 以下	1,000ppm以下	6ppm以下	0.1mg/m ³ 以下

表 2-9 飲料水の水質検査

区分	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数 (延べ数)								
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	有機物(TOC)	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	遊離残留塩素濃度	pH値	その他
専用水道	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井戸水等	12	8	4	3	2	-	-	-	-	-	-	3(注)
基準				検出されないこと	100CFU/mL以下	5度以下	2度以下	3mg/L以下	10mg/L以下	0.1mg/L以上	5.8~8.6	/

(注) 項目の内訳は、鉛及びその化合物：1施設、鉄及びその化合物：1施設、臭気：1施設

(3) 環境衛生関係施設等に関する相談

理容所、美容所、公衆浴場等の営業施設のほか、水道施設、特定建築物等の届出や維持管理等に関連する相談が寄せられている。

表 2-10 営業施設・水道施設等の相談処理件数

総数	営業施設							水道施設	特定建築物
	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館業	興行場	その他		
634	29	272	46	71	65	19	132	213	126

(4) 生活環境・室内環境保健対策

ねずみ・衛生害虫等に関する相談については環境対策を中心とした防除方法等を助言し、状況に応じて害虫の同定等を実施した。また、室内環境については健康的な住まい方や維持管理について助言を行った。

ねずみ・衛生害虫等の主な相談内容としては、ネズミ類33件、ダニ類11件、トコジラミ6件、アタマジラミ4件であった。

表2-11 生活環境・室内環境保健関係の相談等処理件数

内 容	有害化学物質	空気・カビ	アレルギー	ねずみ・衛生害虫等	悪臭・騒音	その他
相談件数	2	3	-	73	1	10
調査件数 ^(注)	-	-	-	9	-	-

(注) 顕微鏡等による同定検査を含む

(5) 衛生講習会

環境衛生関係施設等に対する監視・指導を実施するほか、施設の衛生確保や健康危機管理等をテーマとして保健衛生意識・知識の普及啓発に努めている。

表2-12 衛生講習会

対 象	回数	受講者数	講習内容
北多摩浴場組合立川地区	1	10	循環式浴槽のレジオネラ対策について
東京都理容生活衛生同業組合 多摩立川支部	1	43	理容所の衛生管理について等
市立学校プール（各市教育委員会及び学校関係者）	2	39	学校プールの衛生管理について
令和6年度小規模プール管理者向け講習会	1	132	小規模プールにおける安全管理と衛生管理について、プール等における感染症対策、塩素濃度の計算例ほか
令和6年度許可・届出プール管理者向け講習会	1	65	水泳プールの安全管理と衛生管理について、プール等における感染症対策、プールの報告等について
多摩立川保健所管内の特定建築物の所有者、届出者、維持管理権原者、建築物環境衛生管理技術者等	1	143	ビル衛生管理について
専用水道の水道技術管理者等	1	23	専用水道衛生管理について
旅館業・公衆浴場・プール等の営業者および管理者	1	51	レジオネラ対策について
東京都美容生活衛生同業組合 村山大和支部	1	21	美容所衛生管理について
東京都美容生活衛生同業組合 立川支部	1	10	美容所衛生管理について

3 食品衛生

食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、改正食品衛生法が施行され、令和3年6月から営業の許可業種が見直されるとともに届出制度が創設された。また、原則として食品を取り扱う全ての営業者に、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられた。

令和6年度は紅麹を含む健康食品を摂取したことによる健康被害が全国的に発生したことを受けて患者の調査を実施し、健康食品を取り扱う事業者への監視指導を強化した。また、食中毒等の飲食に起因する健康被害を未然に防止するため、食品衛生法等に基づき、食品関係営業施設に対する許認可、監視指導、流通食品の検査等を行った。併せて、営業者及び消費者に対して、衛生講習会の実施や情報媒体の活用等により、食品衛生の普及啓発を行った。

- (1) 営業許可・届出の事務等においては、食品衛生法等に基づき営業施設等が施設の基準に適合しているかを審査し、許可書の交付又は届出書の受理を行っている。
- (2) 食品関係施設に対する監視指導においては、年間事業計画に基づき収去検査や現場簡易検査等を取り入れ、科学的な根拠に基づき実施している。また、集団給食施設、縁日・祭礼等の行事における出店、ふぐ取扱施設、夜間営業施設等に対しても、地域の特性を考慮して一斉監視指導を行っている。
- (3) 食品の表示については、食品表示法等に基づき適正な表示がされているか検査し、不適正な表示に対する指導等を行っている。
- (4) 消費者の食品に対する安全・安心を確保するため、消費者からの苦情や相談事例については迅速で公平かつ公正な調査による原因究明と再発防止のための指導を行っている。
- (5) 食中毒（疑いを含む）を探知した際は、迅速かつ的確に調査を行い、被害の拡大防止を行っている。また、再発防止のために施設設備の改善、食品の取扱い等の指導を行っている。
- (6) 食品衛生法改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則、すべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が必要となった。そこで、事業者の状況や食品ごとの特性を踏まえつつ、着実なHACCPに沿った衛生管理の導入と定着に向け、食品等事業者の支援を行っている。
- (7) 食品衛生の普及啓発については、事業者向けの各種衛生講習会、都民向けの「健康だより」、食品衛生情報誌、当所のホームページ等を通じて、正確で迅速な情報提供を行っている。
- (8) 保健所計画事業では、「食品の調理等に使用する水の汚染事例及び意識調査」として、貯水槽や井戸水などの水道直結以外の水を使用する簡易調理施設に対して使用水に関する意識調査を行った。
調査の結果、使用水に異常があった際、調理行為を行ってはいけないと認識している施設は半数以上あったが、手洗いなど一部の行為であればペットボトルの水など代替策を講じれば問題ないと考える施設もあることが判明した。

本調査結果を踏まえ作成した啓発資料を活用し、使用水に異常が発生した際に迅速で正しい対応がとれるよう普及啓発を行い、使用水による事故の未然防止を図っていく。

表3-1 営業施設、許可数、監視指導件数

(改正前食品衛生法第52条に規定する営業)

市別内訳	5年度末 営業所 数	許 可 件 数															
		新 規							更 新								
		立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バ ー ・ キ ャ バ レ ー	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一 般 飲 食 店	2,043	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民 生 食 堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	す し 屋	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ ば 屋	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	仕 出 し 屋	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	弁 当 屋	162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ う 菜 店	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移 動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨 時	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	許 可 あ る 集 団 給 食	213	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 車	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 販 売 機	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天 ぶ ら 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
屋 形 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 計	2,985	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
喫 茶 店 営 業	店 舗	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自 動 販 売 機	187	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自 動 車	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小 計	255	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓 子 製 造 業	バ ン 製 造 業	106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	生 菓 子 製 造 業	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	261	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移 動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	臨 時	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自 動 車	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 計	492	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
あ ん 類 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
乳 処 理 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
乳 製 品 製 造 業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
乳 類 販 売 業	専 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	シ ョ ー ケ ー ス 売 り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自 動 販 売 機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移 動 販 売 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 肉 処 理 業	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
食 肉 販 売 業	一 般	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	包 装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自 動 販 売 機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移 動 販 売 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 計	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
食 肉 製 品 製 造 業	一 般	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	包 装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移 動 販 売 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小 計	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚 介 類 販 売 業	一 般	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	包 装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移 動 販 売 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小 計	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚 介 類 競 り 売 り 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
食 品 の 冷 凍 冷 蔵 業	冷 凍 業	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	冷 蔵 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 計	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

業 業 数								6 年 度 末 営 業 所 数								監視件数	備考
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計		
4	1	1	2	-	-	-	8	12	2	1	1	1	-	-	17	19	
29	-	2	-	2	-	-	33	52	-	8	-	3	-	-	63	31	
211	104	124	76	43	45	-	603	552	204	284	168	129	103	-	1,440	742	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	2	4	1	-	-	-	13	13	11	10	6	3	8	-	51	26	
3	2	2	4	-	-	-	11	20	4	8	6	11	8	-	57	22	
2	-	2	1	1	2	-	8	7	7	3	6	5	6	-	34	12	
9	4	14	6	8	2	-	43	37	14	23	17	17	11	-	119	86	
11	3	6	5	7	2	-	34	19	10	10	13	18	8	-	78	82	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	15	15	1	
11	10	13	5	4	2	-	45	59	34	37	14	14	10	-	168	80	
-	-	-	-	-	-	55	55	-	-	-	-	-	-	59	59	31	
9	2	4	1	2	3	-	21	1	1	1	-	-	-	-	3	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
295	128	172	101	67	56	61	880	773	287	385	231	201	154	74	2,105	1,132	
6	1	6	6	2	1	-	22	15	5	7	3	3	7	-	40	23	
32	24	12	6	15	10	-	99	41	15	8	7	5	12	-	88	3	
-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	3	3	3	
38	25	18	12	17	11	3	124	56	20	15	10	8	19	3	131	29	
8	9	13	4	3	4	-	41	18	6	16	12	9	4	-	65	48	
3	4	6	7	3	1	-	24	25	10	19	10	7	5	-	76	57	
15	9	23	20	10	11	-	88	59	19	25	37	15	18	-	173	76	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2	2	1	
-	-	-	-	-	-	14	14	-	-	-	-	-	-	7	7	10	
26	22	42	31	16	16	16	169	102	35	60	59	31	27	9	323	192	
-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
6	-	3	1	1	-	-	11	14	4	2	5	1	3	-	29	21	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	-	-	1	1	-	-	3	1	1	-	-	1	1	-	4	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	2	-	-	-	-	-	4	7	1	2	1	1	6	-	18	21	
6	2	5	1	4	1	-	19	32	14	15	13	15	11	-	100	70	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	2	5	1	4	1	-	19	32	14	15	13	15	11	-	100	70	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	2	
6	7	5	3	2	-	-	23	14	9	12	7	7	5	-	54	56	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	7	5	3	2	-	-	23	14	9	12	7	7	5	-	54	56	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	2	-	-	-	-	-	3	2	2	2	1	-	1	-	8	4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	2	-	-	-	-	-	3	2	2	2	1	-	1	-	8	4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	

市別内訳	5年度末 営業 所数	許 可 件 数															
		新 規								更 新							
		立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
水 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 脂 質 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動物性油脂	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
植物性油脂	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
し ょ う 油 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麵 類 製 造 業	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰又はびん詰食品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	4,126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表3-2 営業施設、許可数、監視指導件数
(東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業)

市別内訳	5年度末 営業 所数	交 付 件 数															
		新 規								更 新							
		立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	34	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ふぐ加工製品取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

廃業数								6年度末営業所数								監視件数	備考	
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1
-	1	-	-	-	1	-	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2
-	-	-	-	2	-	-	2	1	1	1	-	-	1	-	4	-	-	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	2	1	-	-	-	7	2	2	2	3	1	8	-	18	-	-	13
4	2	2	-	1	3	-	12	25	6	10	14	-	4	-	59	-	-	44
-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
389	195	249	152	111	88	80	1,264	1,029	385	506	350	266	240	86	2,862	-	-	1,600

廃止数								6年度末営業所数								監視件数	備考	
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計			
8	1	2	4	1	-	-	16	5	5	7	1	-	1	-	19	-	-	41
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表3-3 営業施設、許可数、監視指導件数

(改正後食品衛生法第55条に規定する営業)

市別内訳	5年度末 営業数	許 可 件 数															
		新 規								更 新							
		立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
一般飲食店	2,769	403	126	178	89	74	45	-	915	-	-	-	-	-	-	-	-
集団給食	163	10	7	11	11	3	3	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	169	-	-	-	-	-	-	72	72	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易	14	1	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
移動	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨時	15	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-
天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	3,132	414	133	190	100	77	48	79	1,041	-	-	-	-	-	-	-	-
調理機能を有する自動販売機	27	5	3	-	1	2	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	66	4	1	3	2	5	1	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	73	4	4	4	4	1	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般	17	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	17	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	262	14	17	23	27	8	5	-	94	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	6	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	2	-	-	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業	3	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	3	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	10	2	2	2	1	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業	59	2	3	3	3	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型そうざい製造業	8	-	1	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	7	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	7	2	-	1	-	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-
密封包装食品製造業	12	1	-	3	4	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の小分け業	9	3	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,714	455	167	230	144	94	56	79	1,225	-	-	-	-	-	-	-	-

廃業数								6年度末営業所数								監視件数	備考
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計		
145	25	29	13	12	8	-	232	1,421	517	602	374	304	234	-	3,452	2,309	
1	2	-	1	-	-	-	4	60	45	38	28	21	12	-	204	129	
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	240	240	97	
1	-	-	-	-	-	-	1	7	1	4	-	2	1	-	15	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	22	8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
147	27	29	14	12	8	1	238	1,488	563	644	402	327	247	264	3,935	2,548	
2	-	1	-	1	-	-	4	12	7	2	10	2	1	-	34	15	
1	1	-	-	1	-	-	3	28	14	8	6	11	12	-	79	79	
-	2	-	-	-	-	-	2	32	18	9	12	8	9	-	88	103	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	1	-	-	-	-	1	8	2	3	-	-	5	-	18	10	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	1	-	-	-	-	1	8	2	3	-	-	5	-	18	10	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	2	1	7	-	1	-	23	87	58	59	76	28	25	-	333	282	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	2	-	8	8	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	3	-	-	5	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	-	-	-	4	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3	
-	1	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	3	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	1	-	-	4	4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	4	1	1	2	-	17	20	
-	-	-	1	-	-	-	1	22	8	7	18	5	9	-	69	43	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	5	-	10	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	1	-	-	-	-	8	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
1	-	-	-	-	-	-	1	4	2	1	2	-	1	-	10	14	
-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	9	5	1	-	-	20	18	
-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	1	-	-	4	-	13	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	
163	33	32	22	14	9	1	274	1,712	691	750	536	389	323	264	4,665	3,187	

表3-4 営業施設、許可数、監視指導件数
(改正後食品衛生法第57条に規定する営業)

		5年度末 営業 数	届 出 件 数								廃 業 数							
市別内訳		・・・	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
営業	旧許可業種であった営業																	
	魚介類販売業(包装)	135	2	1	-	1	1	-	-	5	8	10	8	-	2	8	-	36
	食肉販売業(包装)	162	2	-	1	1	-	1	-	5	8	9	7	1	2	8	-	35
	乳類販売業	482	6	-	-	-	1	-	-	7	20	15	11	-	5	11	-	62
	氷雪販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	309	31	8	15	2	10	11	-	77	22	2	1	3	-	3	-	31
	小計	1,090	41	9	16	4	12	12	-	94	58	36	27	4	9	30	-	164
	販売業																	
	弁当販売業	67	24	-	4	8	4	-	1	41	10	-	-	3	-	-	-	13
	野菜果物販売業	119	17	4	5	4	1	4	-	35	8	-	1	-	1	-	-	10
	米穀類販売業	31	-	-	-	3	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	通信販売・訪問販売	7	1	-	1	1	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	1
	コンビニエンスストア	298	7	3	7	1	2	3	-	23	2	2	5	2	1	-	-	12
	百貨店、総合スーパー	166	5	5	4	1	1	2	-	18	3	3	-	-	-	-	-	6
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	235	17	9	3	2	4	4	-	39	7	2	3	2	1	2	-	17
	その他食料・飲料販売業	882	165	27	55	27	40	57	-	371	80	10	30	15	12	25	-	172
	小計	1,805	236	48	79	47	53	70	1	534	111	17	39	22	15	27	-	231
	届出業種																	
	製造・加工業																	
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	10	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	52	3	2	4	4	1	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
調味料製造・加工業	24	1	-	1	-	-	1	-	3	-	1	1	-	-	-	-	2	
糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
精穀・製粉業	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
製茶業	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
海藻製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
卵選別包装業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
その他食料品製造・加工業	49	3	1	2	8	-	1	-	15	2	-	1	2	1	1	-	7	
小計	171	7	3	7	12	1	4	-	34	2	2	2	3	1	2	-	12	
上記以外のもの																		
行商	48	4	1	-	-	-	-	-	5	3	-	-	-	-	-	-	3	
集団給食施設	254	4	8	5	2	-	2	-	21	-	1	1	-	1	-	-	3	
器具容器包装の製造・加工業(合成樹脂製に限る)	1	2	-	-	-	-	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	12	-	2	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1	2	
小計	315	10	11	5	2	2	2	-	32	4	1	1	-	1	1	-	8	
計	3,381	294	71	107	65	68	88	1	694	175	56	69	29	26	60	-	415	
公衆衛生に与える影響が少ない営業	41	10	2	3	-	1	1	-	17	1	-	-	1	-	-	-	2	
合計	3,422	304	73	110	65	69	89	1	711	176	56	69	30	26	60	-	417	
東京都ふぐの取扱いは規則に規定する営業																		
ふぐ取扱所	18	2	1	3	2	-	1	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	
ふぐ加工製品取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

6 年 度 末 営 業 所 数								監視件数	備考
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計		
40	20	10	15	7	11	1	104	21	
54	23	15	17	8	15	-	132	32	
163	93	45	54	42	30	-	427	54	
1	1	-	-	-	-	-	2	-	
142	74	33	33	38	35	-	355	3	
400	211	103	119	95	91	1	1,020	110	
50	5	10	16	6	7	1	95	26	
47	17	25	24	11	18	2	144	28	
15	4	2	4	6	4	-	35	2	
1	2	3	2	1	-	-	9	2	
106	53	52	33	34	31	-	309	72	
47	32	35	23	24	17	-	178	151	
87	57	44	18	26	25	-	257	1	
461	116	190	102	88	122	2	1,081	265	
814	286	361	222	196	224	5	2,108	547	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	2	-	1	2	6	-	12	10	
17	8	18	16	4	3	-	66	14	
3	1	-	1	1	1	-	7	4	
13	1	4	5	1	1	-	25	8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	6	-	-	-	1	-	12	2	
1	1	-	1	2	7	-	12	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	-	-	-	-	-	2	-	
16	7	8	15	2	9	-	57	20	
58	26	30	39	12	28	-	193	58	
37	2	6	2	2	1	-	50	1	
81	45	52	29	37	28	-	272	162	
2	1	-	-	2	-	-	5	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	6	-	1	-	1	-	12	3	
124	54	58	32	41	30	-	339	167	
1,396	577	552	412	344	373	6	3,660	882	
16	17	10	3	3	7	-	56	-	
1,412	594	562	415	347	380	6	3,716	882	
10	3	6	5	2	1	-	27	49	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表3-5 食品別収去検査成績（健康安全研究センター等送付分）

食品分類		項目	合 計			細 菌 検 査			理 化 学 検 査		
			合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚 介 類		7	5	2	7	5	2	-	-	-
	魚 介 類 加 工 品		5	5	-	2	2	-	3	3	-
冷 凍 食 品	無 加 熱 摂 取		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前加熱済・加熱後摂取		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類		-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品			15	15	-	8	8	-	7	7	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳 製 品		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳 類 加 工 品		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓		4	4	-	4	4	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品		1	-	1	-	-	-	1	-	1
	野菜類・果物及びその加工品		9	5	4	5	3	2	4	2	2
菓 子 類			26	24	2	24	23	1	2	1	1
飲料・ 氷雪・ 水	清 涼 飲 料 水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒 精 飲 料		2	2	-	1	1	-	1	1	-
	氷 雪		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他 の食品	缶 詰 ・ び ん 詰		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	調 味 料		4	4	-	2	2	-	2	2	-
	そうざい類及びその半製品		34	34	-	26	26	-	8	8	-
	上 記 以 外 の 食 品		12	12	-	12	12	-	-	-	-
添加物	別表第1の添加物及び製剤		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 添 加 物		-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具等	器 具 及 び 容 器 包 装		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	お も ち や		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			119	110	9	91	86	5	28	24	4

表 3-6 食品・器具・手指の検査（当保健所実施分）

区 分	検査数	細菌検査		理化学検査	
		良	不良	陰性	陽性
総 数	1,007	936	71	-	-
手 指	479	421	58	-	-
調 理 器 具	259	250	9	-	-
そ の 他	269	265	4	-	-

表 3-7 食中毒発生状況(当保健所で処理した食中毒事件)

総 数		6 年 度 食 中 毒 発 生 の 内 訳				
5年度	6年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食数
3件	3件	1月14日	飲食店 (集団給食)	令和7年1月11日に当該給食施設で調理された食事	A群ロタウイルス	17/69
		2月28日	飲食店 (仕出し)	令和7年2月27日及び2月28日に当該給食施設が調理し、提供した仕出し弁当	ノロウイルスGII	15/36
		3月11日	飲食店 (旅館)	令和7年3月11日に当該施設がランチビュッフェで提供した食事	ウェルシュ菌 (エンテロトキシン 産生性)	17/32

表 3-8 食中毒関連調査

事件数	調 査 対 象 数			
	患 者 関 係			施設関係
	総 数	発病状況		
非発病		発病		
56	78	22	56	24

検 体 数		
総 数	病因物質検出状況	
	不検出	検出
51	33	18

(注)他保健所からの依頼により管内在住者及び関係施設を調査した。

表 3-9 苦情処理件数

総計	要 因 別										
	異物混入	腐敗・変敗	カビの発生	異味・異臭	変 色	変 質	食品の取扱い	表 示	有 症	施設・設備	その他
292	23	4	5	9	1	1	38	13	139	28	31

(注) 1件の苦情に複数の要因が含まれることがあるため、要因別の合計と総計は一致しない。

表 3-10 相談件数

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
19,890	11,806	8,084

表 3-11 講習会開催状況

区 分	実 務 講 習 会 A 食 品 衛 生	実 務 講 習 会 B 食 品 衛 生	そ の 他 (消費者等)	合 計
回 数	4	51	3	58
受講者数	993	1,297	7	2,297

食品衛生実務講習会は営業施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者及び許可を要しない集団給食等の管理責任者等を対象とした講習会であり、A及びBの2種類に大別される。

Aは保健所がテーマを企画した特別講習会として2時間以上、Bは営業許可切替時や業態別の営業施設に対して1時間以上実施するものである。

表 3-12 調理師・製菓衛生師免許申請数

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製 菓 衛 生 師
総 数	172	23
う ち 域 外	-	-
免 許 申 請	133	22
免許証書換交付申請	17	1
免許証再交付申請	22	-

表 3-13 縁日・祭礼等の一斉監視 (令和6年度)

実施日	実 施 内 容	実施件数
4月6日	くにたちさくらフェスティバル	45
4月22日	うまかんべえ〜祭	52
7月27日	立川まつり国営昭和記念公園花火大会	80
8月24日	諏訪神社例大祭	120
8月24日	昭島市民くじら祭	32
11月2日	国立 天下市	88
11月4日	くにたち秋の市民まつり	71
11月4日	国分寺まつり	109
11月9日	村山デエダラまつり	86
12月5日	ふぐ取扱い・夜間営業者一斉	84

表3-14 化製場^(注)・動物質原料運搬業数等及び監視指導状況

年度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料運搬業	動物質原料運搬容器数
5	年度末施設数等	2	-	2	15
	監視指導件数	4	-	4	16
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-
6	年度末施設数等	2	-	2	15
	立 川 市	-	-	-	-
	昭 島 市	-	-	-	-
	国 分 寺 市	-	-	-	-
	国 立 市	-	-	-	-
	東 大 和 市	-	-	-	-
	武 蔵 村 山 市	2	-	2	15
	監視指導件数	4	-	4	15
	立 川 市	-	-	-	-
	昭 島 市	-	-	-	-
	国 分 寺 市	-	-	-	-
	国 立 市	-	-	-	-
	東 大 和 市	-	-	-	-
	武 蔵 村 山 市	4	-	4	15
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-
	立 川 市	-	-	-	-
	昭 島 市	-	-	-	-
	国 分 寺 市	-	-	-	-
	国 立 市	-	-	-	-
	東 大 和 市	-	-	-	-
武 蔵 村 山 市	-	-	-	-	

(注) 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料、その他の物を製造するために設けられた施設

表3-15 食鳥処理場施設数・監視件数

	食鳥処理場施設数	監視件数
5年度総計	4	13
6年度総計	4	20
立 川 市	2	8
昭 島 市	-	-
国 分 寺 市	-	-
国 立 市	2	12
東 大 和 市	-	-
武 蔵 村 山 市	-	-

4 保健栄養

健康増進法及び食品表示法に基づき、特定給食施設等や食品関連事業者等への指導を行い、食環境の整備を図っている。

また、市や関係機関等と連携し、地域における食を通じた健康づくりを推進している。

(1) 個別栄養指導

表4-1 個別栄養指導状況

年度	種別	区分	(計) 栄養指導	栄 養 指 導					(再掲) 市町村支援	
				(再掲) 病態別			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精 神		
				生活習慣病	難 病	その他疾病				
5年度	総 数	総 数	9	2	-	-	-	-	-	
6年度	総 数	総 数	8	2	-	2	-	-	-	
		内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		8	2	-	2	-	-	-	
	立 川 市	総 数	7	1	-	2	-	-	-	
		内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		7	1	-	2	-	-	-	
	昭 島 市	総 数	-	-	-	-	-	-	-	
		内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		-	-	-	-	-	-	-	
	国分寺市	総 数	-	-	-	-	-	-	-	
		内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		-	-	-	-	-	-	-	
国 立 市	総 数	-	-	-	-	-	-	-		
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		-	-	-	-	-	-	-		
東大和市	総 数	-	-	-	-	-	-	-		
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		-	-	-	-	-	-	-		
武蔵村山市	総 数	1	1	-	-	-	-	-		
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		1	1	-	-	-	-	-		

(2) 特定給食施設指導

ア 給食施設指導

管内の特定給食施設等は435施設（令和7年3月末現在）であり、このうち健康増進法第21条に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として指定されているのは13施設である。利用者の健康維持増進を図るため、施設の特性に応じた栄養管理及び給食管理が適切に行われるよう、個別指導（来所・電話・巡回）及び集団指導（栄養管理講習会等）を行っている。

表4-2 給食施設数

	総数	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福 祉施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	事業所	矯正 施設	自衛 隊	寄宿舍	給食セ ンター	その他
総 数	435(13)	46	24(6)	13(1)	52	163	26	45(2)	2(2)	2	5	2(2)	55
立 川 市	132(5)	11	7(3)	3	15	41	9	22	1(1)	2	3	1(1)	17
昭 島 市	82(5)	11	7(1)	3	7	28	3	10(2)	1(1)	-	-	1(1)	11
国分寺市	86	13	2	2	8	42	3	7	-	-	-	-	9
国立市	49(1)	5	2	2(1)	6	19	6	2	-	-	2	-	5
東大和市	49	2	2	2	10	20	1	3	-	-	-	-	9
武蔵村山市	37(2)	4	4(2)	1	6	13	4	1	-	-	-	-	4

() 内は管理栄養士必置指定施設の再掲

表4-3 給食施設指導状況

年度	種 別	区 分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
5年度	総 数	個別指導延べ施設数	665	366	92	207
		(再掲)巡回指導	38	24	13	1
		集団指導開催回数	14	・	・	・
6年度	総 数	個別指導延べ施設数	513	300	66	147
		(再掲)巡回指導	45	38	5	2
		集団指導開催回数	13	・	・	・
	立 川 市	個別指導延べ施設数	164	92	16	56
		(再掲)巡回指導	15	13	1	1
		集団指導延べ施設数	138	86	2	50
	昭 島 市	個別指導延べ施設数	100	53	29	18
		(再掲)巡回指導	9	6	3	-
		集団指導延べ施設数	98	72	5	21
	国分寺市	個別指導延べ施設数	94	51	6	37
		(再掲)巡回指導	7	7	-	-
		集団指導延べ施設数	72	35	2	35
	国 立 市	個別指導延べ施設数	68	37	8	23
		(再掲)巡回指導	6	4	1	1
		集団指導延べ施設数	82	47	2	33
	東大和市	個別指導延べ施設数	48	38	4	6
		(再掲)巡回指導	5	5	-	-
		集団指導延べ施設数	60	44	-	16
武蔵村山市	個別指導延べ施設数	39	29	3	7	
	(再掲)巡回指導	3	3	-	-	
	集団指導延べ施設数	51	42	4	5	

表 4-4 栄養管理講習会実施状況

	年 月 日	実施方法 (会場等)	テ ー マ	講 師	参 加 施設数	参加 人数
1	令和 6 年 5 月 15 日	オンライン (Webex)	・教えて先生!!子どもたちの味覚～偏らない嗜好を育てるには～	埼玉県立大学保健医療福祉学部健康開発学科 教授 植野 正之 氏	65	86
2	令和 6 年 5 月 22 日	集合 (保健所大会議室)	・栄養管理報告書（保育所・幼稚園等）の作成のポイント ・グループワーク	生活環境安全課栄養指導員	12	12
3	令和 6 年 5 月 28 日	ハイブリッド (Webex ・保健所大会議室)	・栄養管理報告書の作成のポイントと給食実施状況調査について	生活環境安全課栄養指導員	62	71
4	令和 6 年 7 月 10 日	オンライン (Webex)	・高齢者施設における栄養ケア・マネジメントについて～報酬改定を踏まえて～	十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科講師 高田 健人 氏	16	22
5	令和 6 年 8 月 27 日	ハイブリッド (Webex ・保健所大会議室)	・給食調理・提供時における食物アレルギーへの具体的な対応・注意点等について	昭和大学医学部小児科学講座 小児アレルギーエドゥケーター管理栄養士 長谷川 実穂 氏	63	71
6	令和 6 年 9 月 11 日	ハイブリッド (Webex ・保健所講堂)	・最近の食品衛生に関する話題と食中毒予防 ・栄養情報提供	生活環境安全課食品衛生監視員 生活環境安全課栄養指導員	65	70
7	令和 6 年 9 月 24 日	ハイブリッド (Webex ・保健所講堂)	・最近の食品衛生に関する話題と食中毒予防 ・栄養情報提供	生活環境安全課食品衛生監視員 生活環境安全課栄養指導員	41	45
8	令和 6 年 10 月 2 日	集合 (保健所講堂)	・給食施設における災害への備えについて (グループワークを含む)	日本女子大学家政学部食物学科教授 松月 弘恵 氏	59	60
9	令和 7 年 1 月 23 日	ハイブリッド (Webex ・保健所講堂)	・日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要と活用 【西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所、島しょ保健所との合同開催】	女子栄養大学栄養学部 教授 上西 一弘 氏	48	48
10	令和 7 年 1 月 30 日	ハイブリッド (Webex ・保健所講堂)	・日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要と活用 【西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所、島しょ保健所との合同開催】	女子栄養大学栄養学部 教授 上西 一弘 氏	35	35
11	令和 7 年 2 月 13 日	ハイブリッド (Webex ・保健所大会議室)	・日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要と活用 【西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所、島しょ保健所との合同開催】	女子栄養大学栄養学部 教授 上西 一弘 氏	30	30
合計					496	550

イ 地区組織育成・支援

多摩立川保健所地区施設給食協議会（以下「立施協」という。）は、地域の公衆衛生の向上に寄与することを目的に昭和54年5月に発足し、令和7年3月末現在59施設が会員となっている。

保健所は立施協が行う栄養改善普及事業（講演会）等の活動に対し支援を行っている。

(3) 人材育成

ア 健康づくり調理師研修会

都民の外食における健康づくりの担い手である飲食店の調理師等の資質の向上を図るとともに、飲食店がより一層、健康に配慮したメニューを提供できるよう研修を行っている。

イ 管理栄養士養成施設学生実習指導等

管理栄養士養成施設学生への実習指導を実施している。

ウ 地域活動栄養士会の育成・支援

地域において都民の食生活支援活動等を行っている多摩立川地域活動栄養士会に対し、会員の資質向上及び人材育成のため情報提供等により支援を行っている。

表 4-5 人材育成実施状況

項目	実施回数	延べ人員	内容等
健康づくり調理師研修会	2回	17	第1回：令和6年12月3日（火曜日） 第2回：令和6年12月4日（水曜日） 第1回・第2回ともに、以下の内容で実施 【会場：東京都多摩消費生活センター実習室】 内容：講義、調理デモンストレーション及び実習 「野菜をたくさん食べたくなる！ドレッシング教室」 講師：野菜ソムリエプロ 田代 由紀子 氏
管理栄養士養成施設学生実習指導	7日間 ×6班	196	東京農業大学3年生 28名 保健所の役割と公衆栄養業務について （事前学習・オンラインオリエンテーション・班別実習（市の事業見学含む）・栄養管理講習会・オンライン報告会）

(4) 食に関するネットワークの形成

圏域6市及び保健所間の連携体制を強化し、保健栄養事業の円滑な実施と地域における栄養・食生活改善の総合的な推進を図るため、圏域栄養士業務連絡会を開催している。

また、各市が主催する栄養連絡会に出席している（延べ15回）。

表 4-6 圏域栄養士業務連絡会実施状況

項目	実施回数	延べ人員	内容等
圏域栄養士業務連絡会	3	36	事業計画・事業執行状況、意見交換等

(5) 地域における食生活改善普及事業

都民が望ましい生活習慣を継続して実践できるよう、食環境の整備を推進している。

ア からだ気くばりメニュー店普及促進事業

都民の野菜摂取量が目標量に達していない現状や外食利用率が高い状況を踏まえ、平成26年度から1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューがある飲食店等「野菜メニュー店」の普及を図っていたが、令和6年度から「からだ気くばりメニュー店」として、従来の野菜メニュー店の内容の「野菜たっぷり」に加え、主食、主菜、副菜がそろった1食分がそろった「栄養バランス」、減塩食材を使用するなど減塩に配慮したメニューや工夫がある「減塩サポート」の3つの取組について普及を進めている。多摩立川保健所管内のからだ気くばりメニュー店は52店舗（令和7年3月末現在）である。

イ 栄養・食生活ネットワーク会議

管内関係機関・関係団体と協力・連携して栄養・食生活改善の効果的な推進を図ることを目的に、野菜摂取量の増加や栄養バランスのとれた食事の摂取の取組等について検討を行っている。

なお、本会議内の連携により作成した「野菜摂取を促す啓発動画（30秒）」を立川駅前の大型街頭ビジョン2か所で食生活改善普及運動月間（9月）や野菜の日（8月31日）、菜の日（31日）に合わせて放映している。また、食生活改善普及運動月間（9月）に合わせて、広く都民が目にする新宿駅西口にある大型デジタルサイネージでも放映している。

表4-7 栄養・食生活ネットワーク会議実施状況

項目	延べ人員	内容等
第1回	11	開催日：令和7年1月27日（月曜日） 内容：1 国民健康・栄養調査、日本人の食事摂取基準2025年版について 2 地域の栄養・食生活の課題 3 からだ気くばりメニュー店 4 その他 ・キャッチコピーの活用 ・ホームページについて

(6) 栄養表示等普及促進事業

食品表示法（食品表示基準）に基づく栄養成分表示並びに健康増進法に基づく特別用途食品許可制度に基づく表示や誇大表示の禁止に係る表示の適正化及び普及を図ることを目的に、食品関連事業者等に対する監視指導や相談指導等を行っている。

ア 収去検査

管内の販売施設等から特別用途食品及び栄養表示食品を収去し、表示内容検査を実施している。

イ 立入検査

栄養成分表示等の食品表示及び健康保持増進効果について広告等がされた食品に対して適正な表示が行われることを目的に、管内製造・販売業者等への立入検査及び一斉監視指導を実施している。

ウ 講習会

管内の食品製造者等において表示及び広告等の作成に従事している者を対象として、適正な表示の普及を図るため講習会を実施している。

表 4-8 栄養表示等普及促進事業の実施状況

項 目	実施回数	内 容 等
収去検査	2	栄養表示食品、機能性表示食品及び特別用途食品 第1回：令和6年7月9日（火曜日） 5検体 第2回：令和6年8月29日（木曜日） 5検体
立入検査	15	延べ許可件数：71件
食品表示講習会	1	開催方法：書面開催（Webオンデマンド併用） 資料発送日：令和7年1月30日（木曜日） 送付施設数：247施設 動画公開期間：令和7年1月30日から令和7年3月31日 オンデマンド内容：栄養成分表示について クイズで確認！栄養成分表示の基本ルール
相談指導等	66	食品表示基準に基づく栄養成分表示の方法等の相談 不適正表示指導（うち24回）

（7）調査・研究

国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、厚生労働省の指定地区を対象に、国民の身体の状態、栄養素摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施した。令和6年度は「令和6年歯科疾患実態調査」と併せて実施した。

【調査実施規模】 立川市 1地区 21世帯 44名